

○飯塚市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年3月29日

飯塚市告示第75号

改正 H29-136、H29-235、H31-81

(目的)

第1条 この告示は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条及びその他関係法令等に基づき、市が実施する社会福祉法人に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営を確保することを目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、本市が所管する社会福祉法人とする。

(指導監査の方針)

第3条 指導監査は、次の各号に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 指導監査は、公正不偏の態度を保つとともに、関係者の理解と協力が得られるよう配慮すること。
- (2) 指導監査は、画一的、形式的指導に陥ることがないように留意し、単に問題点の指摘のみでなく、問題解決と社会福祉法人の運営改善のために、具体的な助言と指導を行うこと。
- (3) 指導監査を重点的、かつ、効率的に実施するため、年度ごとに指導監査実施計画を策定すること。

(指導監査の分類)

第4条 指導監査は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、前条第3号に規定する指導監査実施計画に基づき、原則として、すべての社会福祉法人に対し3年に1回実地監査を行う。なお、一般監査における指摘事項の是正・改善が不十分であり、指導の必要性が高いと判断された社会福祉法人に対しては、随時確認監査を行うことができるものとする。

3 特別監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に随時実施する。

- (1) 正当な理由なく、一般監査を拒否したとき。
- (2) 運営等に重大な問題があるとき。
- (3) 社会的な信頼を損なう不祥事が発生したとき。
- (4) 度重なる一般監査による指導にもかかわらず、是正又は改善が行われな  
き。
- (5) その他社会福祉法人の運営上、特に市長が必要と認めるとき。

(H29-136繰上、H31-81一改)

(指導監査の事前準備)

第5条 指導監査の事前準備として、次の各号に定める事務処理を行うものとする。

- (1) 指導監査の実施期日、実施対象及び準備すべき資料等必要事項を明示し、原則として事前に社会福祉法人に通知すること。
- (2) 社会福祉法人から必要に応じて関係資料を提出させること。
- (3) 社会福祉法人から事前に提出させた関係資料並びに過去における指導監査結果及び是正改善報告等を分析検討し、あらかじめ問題の所在を把握しておくこと。

(H29-136繰上)

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施として、次の各号に定める事務処理を行うものとする。

- (1) 指導監査は、原則として社会福祉法人の事務所に出向して行う実地監査とすること。
- (2) 社会福祉法人に対して、あらかじめ指導監査の趣旨を説明し、十分な理解と積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 指導監査終了後、社会福祉法人に対し講評を行い、是正改善が必要な事項を口頭で指示し、また、問題点の解決方法について研究協議を行い、併せて社会福祉法人の意見又は要望等を聴取すること。
- (4) 必要に応じて関係行政機関職員等の立会いを求めること。
- (5) 必要に応じて関係機関等への照会又は調査を行うこと。

(H29-136繰上)

(指導監査後の措置)

第7条 指導監査後の措置については、次の各号に定める事務処理を行うものとする。

- (1) 指導監査によって明らかになった是正改善を要する事項は、是正改善報告を要する文書指摘事項又は是正改善報告を要しない口頭指摘事項に区分し、文書指摘事項については、具体的にその指摘の内容及び是正改善方法等を指導監査の結果通知書として社会福祉法人に通知すること。

(H29-235一改)

- (2) 文書指摘事項については、期限を付して社会福祉法人からは是正改善報告書を提出させ、その内容を確認し必要な措置をとること。また、口頭指摘事項については、次回の指導監査の際、是正改善の内容を確認すること。

(H29-235一改)

(3) 指導監査の結果については、福祉サービスの質の向上と社会福祉法人の運営の適正化を図る観点から、市民への公表に努めること。

(H29-136繰上)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(H29-136繰上)

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月9日 告示第136号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月24日 告示第235号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成31年2月20日 告示第81号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。